



2025年5月13日

各 位

会 社 名 本田技研工業株式会社
代表者名 取締役 代表執行役社長 三部 敏宏
(コード番号 7267、東証プライム市場)
問合せ先 経理財務統括部 統括部長
川口 正雄
(TEL. 03-3423-1111)

従業員に対する株式交付制度（株式付与 ESOP 信託）の改定に関するお知らせ

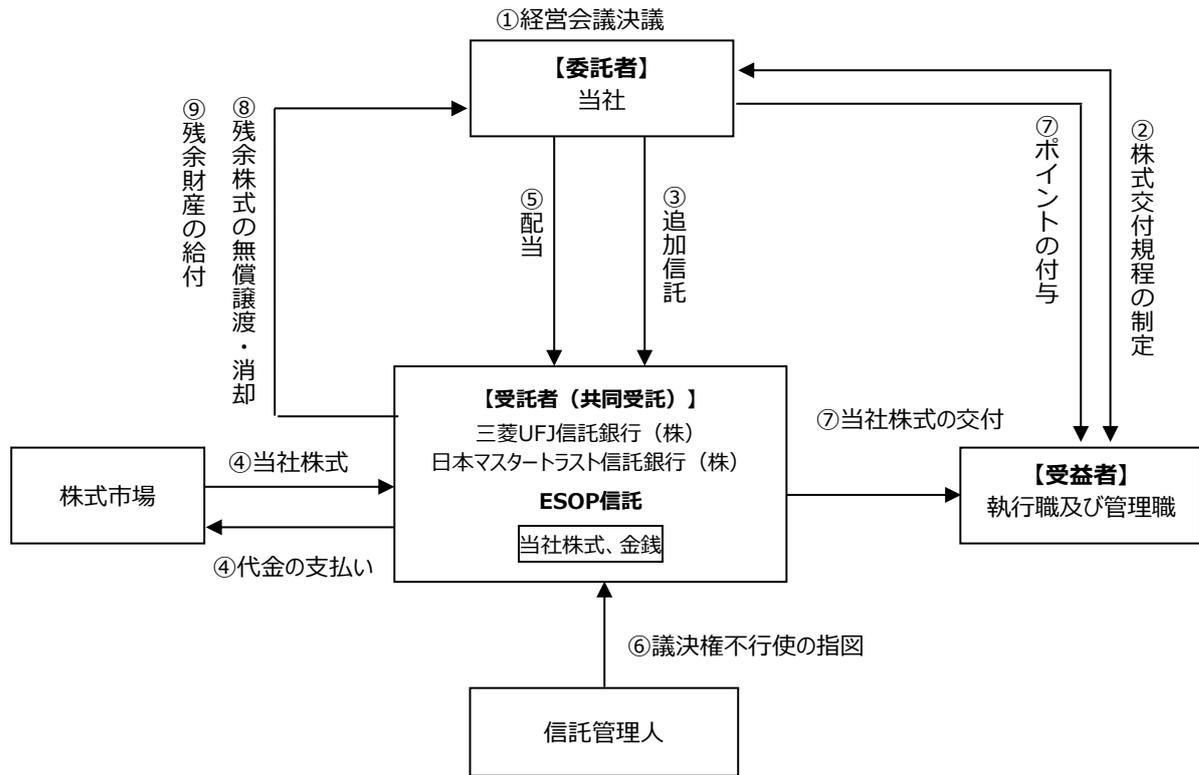
当社は、当社の従業員である執行職を対象として 2024 年度から導入している株式付与 ESOP 信託（以下「ESOP 信託」という。）を活用する株式交付制度（以下「本制度」という。）について、執行職及び管理職制度の改定に伴い制度対象者を拡大の上、改定することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の改定について

- (1) 当社は、総合モビリティカンパニーとしての進化に向けた「人間尊重」のフィロソフィーに基づく人事の取り組みの一環として、2025 年 6 月に主体性の尊重と実力主義の徹底を目的とした執行職及び管理職制度の改定を行います。この度、これらの取り組みをより一層加速させ、役員、執行職及び管理職が一体となって中長期の社会的価値・経済的価値を創出していくために一部の管理職を本制度の対象者とすることを決定いたしました。
- (2) 本制度は、ESOP 信託の仕組みを採用しています。当社は、本制度の改定に際し、ESOP 信託が取得する当社株式の取得資金として、ESOP 信託に追加で資金を拠出いたします。

2. ESOP 信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の改定に関して経営会議決議等の必要な手続きを行います。
- ② 当社は、本制度に関する社内規程である株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は、受益者要件を満たす執行職及び管理職を受益者とするESOP信託（以下「本信託」という。）に金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、原則としてポイント付与から1年後に業績等に応じた当社株式の交付（一部、本信託による当社株式売却相当額の金銭の給付を含む。）を受けます。また、本信託内の当社株式に関して支払われていた配当金についても、本信託から交付が行われる当社株式の数に応じて受益者に給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度又はこれと同種の株式交付制度として本信託を継続利用する場合には、執行職及び管理職に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は、これを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には当社株式の取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金（信託金から株式取得資金を控除した額。信託報酬及び信託費用等にかかる準備金。以下同じ。）を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の当社株式の数が不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託する可能性があります。

3. 信託契約の内容

- | | |
|------------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2024年7月25日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2024年7月25日~2027年8月末日 |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 追加信託金の金額 | 10億4,800万円(信託報酬・信託費用を含みます。) |
| ⑫ 株式の取得時期 | 2025年5月26日~2025年5月30日
(なお、決算期(四半期決算期を含みます。)末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。) |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上